平成２８年（フ）第６号
茨城県桜川市真壁町桜井384番地３　パール・ルースⅠ　102
破産者　鈴木　勝巳
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４４９号
静岡県伊東市富戸1301番地の400　ニューステージ川奈409号、開始決定時の住所横浜市港北区新羽町1824番地　港北プラザ603
破産者　萩野　俊昭
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７５号
神奈川県鎌倉市植木538番地３
破産者　平澤あゆみ
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４７号
横浜市南区高根町３丁目17番地３　メトロ阪東橋駅前104
破産者　太田　勝久
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５４号
横浜市中区山下町162番地の１　ニューライフ元町702号
破産者　小島　　勝
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
新潟市西区四ツ郷屋1538番地13　ワールドステイ四ツ郷屋
破産者　小菅　克志
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１４号
新潟市西蒲区巻乙1610番地１
破産者　川島　春樹
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
福井県小浜市松ヶ崎２丁目７番19号　ロイヤルガーデンＭ　Ｄ棟103号
破産者　嶋田満里子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４２４号
愛知県高浜市屋敷町５丁目５番地１　シャルマンＹ201号
破産者　髙橋　稔雄
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
愛知県知立市山町大林17番地１　メゾン大林Ｂ－２号、前住所愛知県名古屋市守山区森孝東２丁目813番地　森孝東住宅２棟406号
破産者　益村　幸治
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
神戸市西区糀台４丁目11番地の62
破産者　藤原　知子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６号
徳島県阿南市見能林町大作半10番地１
破産者　佐野　佑樹
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５１９号
東京都八王子市別所１丁目38―２―405
破産者　原口　廣幸
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２８３号
東京都葛飾区小菅３丁目３－８―101、開始決定時の住所東京都葛飾区西水元３丁目６－８
破産者　半谷　喜夫
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３６６号
東京都板橋区高島平１丁目75番７号
破産者　株式会社ラインズシマザキ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５６１号
千葉県市川市須和田２丁目21―20―202、開始決定時の住所千葉県市川市市川３丁目10―10―202
破産者　長野　亮太
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９１７号
東京都足立区東保木間２丁目６－４－207
破産者　神谷　孔三（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０１２号
千葉県流山市大字西平井４番地の23
破産者　株式会社ＬＯＵＩＳ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部